

# 聴覚障害者災害救援基金 規程

## (名称と目的)

第1条 聴覚障害者災害救援中央本部（以下「中央本部」）が、広く市民、企業、団体などから寄付を募り、聴覚障害者及び手話関係者の防災・救援活動等に係る「聴覚障害者災害救援基金」（以下「基金」）を設置する。

## (事務局)

第2条 この基金の事務局は中央本部の事務局に置く。基金の管理は中央本部の事務局長が行う。

## (運営)

第3条 この基金の運営は中央本部の常任運営委員が行う。

2. この基金は、次の各号に該当する場合に限り支出する。

(1)中央本部運営規則に記載の活動

(2)その他、この基金目的に合致し中央本部が必要とみとめた事項

## (基金財源)

第4条 (1)中央本部会計より繰入

(2)災害救援基金への寄付金

(3)その他、中央本部の認める臨時の収入

## (会計)

第5条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わり、中央本部の監査を受けるものとする。

## (規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、中央本部において行い、運営委員会の3分の2以上の賛成を得なければならない。また、中央本部の各構成団体に報告しなければならない。

## [付 則]

本規程は、2018(平成30)年4月1日より発効する。